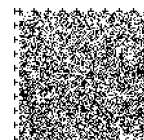


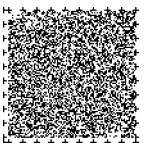
だい しょう せい か もくひょう 第2章 成果目標

- 1 し せつにゆうしょしゃ ち いきせいかつ い こう
施設入所者の地域生活への移行
- 2 にゆういんちゆう せいしんしょうがいしゃ ち いきせいかつ い こう
入院中の精神障害者の地域生活への移行
- 3 ふくし し せつ いっぱんしゅうろう い こう
福祉施設から一般就労への移行
- 4 ち いきせいかつ し えんきよてん せい び
地域生活支援拠点の整備
- 5 ち いきせいかつ し えん じゅうじつ
地域生活支援の充実

ほんし だい き だい き けいかく ふくし し せつ にゆうしょまた せいしん か
本市では、第1期から第3期にわたる計画において、福祉施設に入所又は精神科
びょういん にゆういん かた ち いき せい かつ い こう ふくし し せつ りょう
病院に入院されている方が地域での生活へ移行していくことや、福祉施設を利用
している方に一般企業などでの就労に向けた支援を行うことと取り組むべき課
だい ち いきせいかつ し えん おこな と く り ぐ む べ き 課
題とし、4つの目標を設定して、この目標を達成するための方策を定め、取り組ん
できました。

だい き けいかく だい き けいかく しんちやくじょうきょう ぶんせきけつ か くに き ほんし しん そく
第4期計画では、第3期計画までの進捗状況の分析結果や、国の基本指針に即し、
しょうがいふくし と う ていきょうだいせい かく ほ かか き ほんてき もくひょう せい か もくひょう
障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る基本的な目標となる成果目標とし
て、これまでの4つの目標を引き継ぐとともに、地域生活を支援するための拠点の
せい び あら もくひょう せいでい き ち いきせいかつ し えん きよてん
整備を新たな目標として定め、3期にわたり取り組んできた方策を継承しつつ、
はってん
発展させていきます。





1 施設入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的な生活から、障害者が自ら選択し決定できる地域生活への移行を促進します。

目標

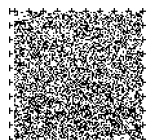
- 平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者数1,168人のうち、180人が地域での生活へ移行するものとします。
- 平成29年度末時点の施設入所者数を、平成25年度末時点の施設入所者数1,168人から50人減の1,118人とします。

目標設定にあたっての考え方

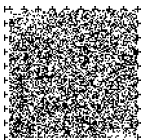
- 地域生活への移行者数については、平成25年度末時点の施設入所者数の15%を目標とします。
- 施設入所者数については、平成25年度末時点から4%減少することを目標とします。

目標を達成するための対応

- 行政から福祉施設関係者等に対して、地域生活移行を促進するための働きかけを実施する中で、地域生活移行の成功事例に係る支援プログラムの共有、入所施設・事業所間の有機的なネットワークの構築等を図ります。
- グループホームについて、国庫補助及び民間助成の活用、市営住宅の有効活用、運営費等補助制度の実施、事業所の設置及び運営のノウハウに係る情報提供等により、その一層の設置促進を図ります。
- 身体障害者自立生活体験事業及び知的障害者地域生活移行訓練事業等、施設入所している障害者が実際に地域生活を体験したり、そのための訓練を行う事業を引き続き実施します。



- 障害者基幹相談支援センターによる取り組みとして、施設入所者の地域生活への移行に向けた普及啓発を行うとともに、一般相談支援事業所に対して地域相談支援に係る適切な助言等を行うほか、相談支援事業補助制度を活用することにより、一般相談支援事業所の充実を図ります。



2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

「入院医療 中心から地域生活 中心へ」という考え方に基づき、地域への受け入れ条件を整えば退院可能な、いわゆる「社会的入院」をしている精神障害者の退院と社会復帰を促進します。

目標

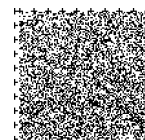
- 平成29年度における入院後3か月経過時点の退院率を64%以上、入院後1年経過時点の退院率を91%以上とします。
- 平成29年6月末時点における長期在院者数を、平成24年6月末時点(2,672人)から18%以上減らします。

目標設定にあたっての考え方

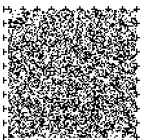
- 平成24年度の状況では、入院後3か月経過時点の退院率(64.0%)は国の目標値に達していますが、入院後1年経過時点の退院率(87.9%)は国の目標値に約3%不足しています。
- 国の目標値を基準とし、入院後3か月経過時点の退院率の維持・引き上げ、入院後1年経過時点の退院率の引き上げ、長期在院者数の減少を目標とします。

目標を達成するための対応

- 地域移行支援や退院後の生活支援に関する研修の実施等により、精神科病院と障害者基幹相談支援センターを始めとする相談支援事業者等との相互理解の促進や連携強化に取り組み、地域移行(退院支援)を担う人材を育成します。
- 障害者基幹相談支援センターによる取り組みとして、精神科病院からの地域生活への移行に向けた普及啓発を行うとともに、一般相談支援事業所に対して地域相談支援に係る適切な助言等を行うほか、相談支援事業補助制度を活用することにより、一般相談支援事業所の充実を図ります。



- 当事者や家族によるピアサポートの活用を図るとともに、精神障害者に対する正しい理解の普及啓発を推進します。
- グループホームについて、国庫補助及び民間助成の活用、市営住宅の有効活用、運営費等補助制度の実施、事業所の設置及び運営のノウハウに係る情報提供等により、その一層の設置促進を図ります。



3 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般企業などへの就労移行を進めます。

目標

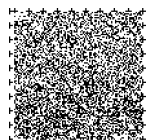
- 平成29年度の1年間で400人が一般企業などへ就労移行するものとします。

目標設定にあたっての考え方

- 平成25年度までの実績を踏まえ、平成24年度実績(200人)の2倍の人数が一般就労へ移行することを目標とします。

目標を達成するための対応

- 企業見学会や就労移行支援に関する説明会などを開催することにより、企業と障害者双方の不安感の解消や相互理解の促進を図ります。
- 先行する就労移行支援事業所の取組事例や成功事例を共有する場を設けながら、事業所間のネットワークの強化や事業所全体の質の向上を図ります。また、個別の就労移行支援事業所が抱える課題等を把握して、関係機関のネットワークを活用する中で課題解決を促すとともに、事業所のレベルアップを図ります。
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律を踏まえ、障害者雇用を推進している企業への支援を図るとともに、企業を対象にしたセミナーの開催などにより、障害者雇用の啓発に努めます。
- 市内4か所に設置されている障害者就労等の相談支援機関を中心に、障害者の就労支援に関するネットワークの強化を図るとともに、障害者の一般就労に向けた相談支援や定着支援を実施します。



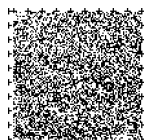
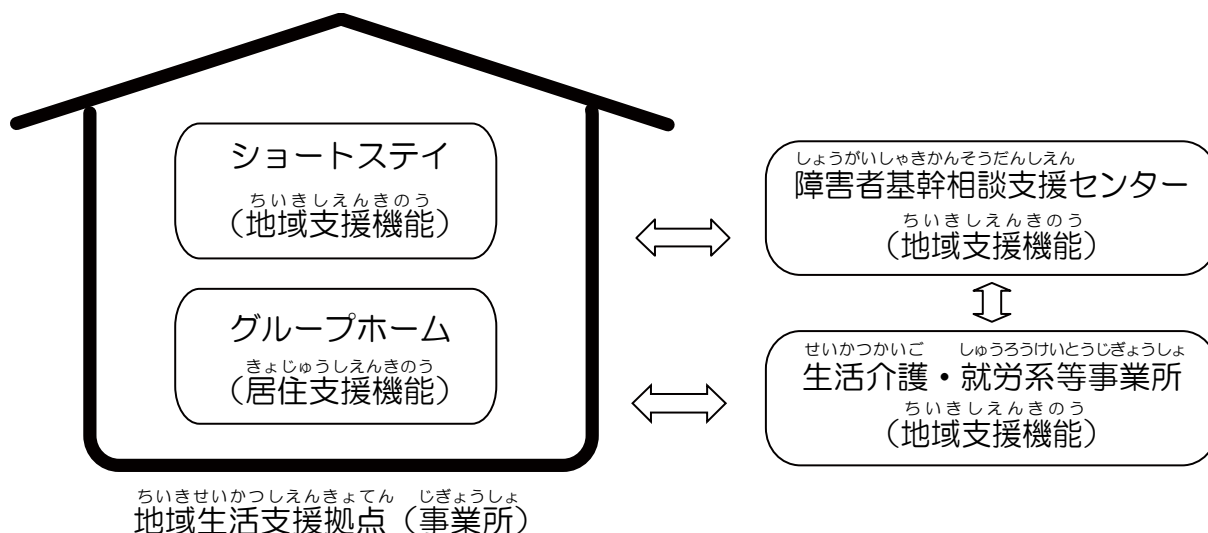
4 地域生活支援拠点の整備

通常規模のグループホームにショートステイを組み合わせた事業所を設置し、これと障害者基幹相談支援センターなど既存の地域支援機能が連携する体制を本市における面的な地域生活支援拠点とし、障害者の地域生活を支援します。

※ 国の地域生活支援拠点の考え方

障害者の地域生活支援の推進のための多機能拠点として、居住支援機能（グループホーム、障害者支援施設）と地域支援機能（地域相談支援事業、ショートステイ等）を一体的に整備する。また、地域において既存の事業者が機能を分担して担う面的な機能整備によることも可能とする。

※ 本市における面的な地域生活支援拠点のイメージ



もく びょう 目 標

- 平成29年度末までに地域生活支援拠点（事業所）を4か所整備するものとします。

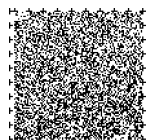
- ※ 障害者基幹相談支援センターとの連携については、地域生活支援拠点（事業所）から障害者基幹相談支援センターに対して、ショートステイの空床状況を定期的に情報提供する等の方法により確保します。
- ※ 地域生活支援拠点（事業所）における体験利用について、ニーズの把握、既存の体験・訓練事業との関係の整理及び効果的な手法等の検討を行います。

もくひょうせってい かんが かつ 目標設定にあたっての考え方

- これまでのグループホーム整備実績から、平成28年度以降、各年度2か所ずつ整備することを目標とします。

もくひょう たっせい たいおう 目標を達成するための対応

- 国庫補助を活用した整備のほか、民間助成を活用した整備及び事業者の独自整備についても併せて推進することにより、目標を上回る整備を目指します。
- 整備の意向を持つ法人に対し、過去の整備事例を整理して情報提供することにより、実際の整備に向けたノウハウを提供していきます。



5 地域生活支援の充実

障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に地域で暮らしていけるよう、必要なサービス提供基盤や地域における相談支援体制の充実に努めます。

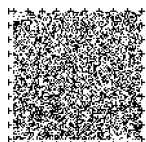
目標

障害者基本法にある「すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念の下、障害のある方が、障害のない方と等しく、自らの意思に基づき自立した生活を営み、地域で共生していけるよう、必要なサービス提供基盤や地域における相談支援体制を充実するとともに、障害のある方の特性に合ったわかりやすい情報提供や、意思疎通のための手段の確保などの合理的な配慮が図られるよう努めていきます。

特に、障害者等やその家族の高齢化、重度化への対応が課題となっていることから、年齢、性別、障害の状態、生活の実態等に合った個別支援とともに、身近なところで相談支援を受けることができるよう、地域におけるサービス拠点の整備や身近な相談支援機能の充実に努め、地域生活の支援体制の強化を引き続き推進します。

目標を達成するための対応

- 移動支援事業を含む訪問系サービスについては、ヘルパー確保の取り組みを推進するなどにより、サービス量の確保を図ります。また、ヘルパーに対する各種研修を引き続き実施することにより、サービスの質の向上を図ります。



- 日中活動の場の確保に努めるとともに、職員研修の開催や定期指導の実施などにより、事業所における利用者支援の質の確保に努めます。また、介護者の急な不在等への対応など、短期入所の拡充を図ります。
- グループホームについて、国庫補助及び民間助成の活用、市営住宅の有効活用、運営費等補助制度の実施、事業所の設置及び運営のノウハウに係る情報提供等により、その一層の設置促進を図ります。また、市営住宅における福祉向募集の推進等、住まいの確保を図ります。
- 住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、地域定着支援に係るサービス提供体制の充実を図ります。また、利用者の状況や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービスが提供されるようサービス等利用計画の作成を図ります。
- 地域の相談支援の拠点である障害者基幹相談支援センターは、総合的な相談業務のほか、指定相談支援事業所に対する必要な助言等を行いながら相談支援の充実を図ります。また、区自立支援協議会を活用し、事業所をはじめとする関係機関との連携を強化することにより、地域における相談支援体制の充実を図ります。
- 障害者が地域での生活に安心感を持てるよう、居住に係る支援機能と地域生活に係る支援機能が連携して支援する面的な支援体制の構築を図ります。
- 障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障害を理由とする差別の解消について市民の関心と理解を深めるとともに、虐待防止や成年後見制度の利用促進など、障害者等の権利擁護の取り組みを進めます。また、地域や職場で障害者等が安心して過ごせるよう、意思疎通支援の充実に努めるとともに、市民への啓発活動を通じて障害や障害者等に対する正しい理解の促進を図ります。

